



2/10 港荷労使専門委員会及び港荷労使安全専門委員会経過

1. 2月10日に港荷労使専門委員会及び港荷労使安全専門委員会を新橋:港運会館地下会議室13時00分より開催した。

また、労使双方の委員の交代が紹介され、確認した。

業側より「22春闘が長引いたことにより港荷労使専門委員会の開催が遅くなってしまったが継続課題の整理を確認したい。」との報告があった。

続いて、労側より専門委員会・安全専門委員会での多岐に亘る項目について次の考え方を述べた。

2. 港荷労使専門委員会[継続課題]について（労側発言）

(1) 定年延長制度は、港荷労使として2020年2月20日付で「確認書」を締結し、「62歳までの定年延長の取り扱いについては、同一労働・同一賃金を原則とした各企業労使は真摯に労使協議とする。」としている。また、その確認書を以って各個別労使協議を開催し、協定している。

しかし、62歳の定年延長が確立したが各港・各企業間では逡減措置が何らかの形で存在している問題も発生しているとの声がある。

よって、我々は、この様なことはあってはならないと認識している。

産別18春闘協定では「2025年度までに65歳とする」と協定していることから、港荷労使としても段階的にでも実施して貰いたい。

また、過去55歳から60歳に引き上げる取り組みを行った経過があることから60歳から65歳についても定年延長制度を確立した場合は逡減措置を行わはいように進めて行きたい。

(2) 退職金については、14春闘協定で「改定については、2017年を目途に専門委員会で協議する」としている。また、17春闘協定では「具体的な内容について、1年を目途に専門委員会で協議する」としていたが、定昇制度と密接な関係から協議が遅々として進んでいなかった。

その後、20春闘協定で各個別労使協議を行い、62歳までの定年延長協定が確認された。各港によっては60歳までの退職金協定しかないことから、専門委員会で各港・各企業間で個別に於いて62歳までの退職金改定装置を取り組んで頂きたいと要望した経過があった。

よって、港荷労使専門委員会に於いても退職金改定協議を進めて行きたいと要請した。

- (3) 定昇制度については、2022年1月28日「港荷労使折衝を踏まえた港荷労使に於ける定昇制度の確認内容について」が確認され、各個別労使協議に於いて協定を締結した。

それを以って2月16日付で各個別労使交渉が終了したことを港荷労使で確認した。定昇制度を確立したが、当初は導入が困難とした考え方の企業もあると聞いていたが、各企業は定昇制度の現状を知りたいと申し入れた。

- (4) 所定外労働割増率の統一化については、法定割増率1.25%を割っている企業は無いが、港湾労働者は日中問わず季節関係なく港湾労働に従事している。

また、現在、産別要求でも割増率の考え方は港荷労協と同等の考え方である。

よって、魅力ある港湾労働の一つとして6大港（港荷労使）に従事する港湾労働者は割増率の現行大幅改定と統一化を図って貰いたいと要請した。

- (5) 5.9協定については、本来、産別協定なので港荷労使専門委員会での発言は困難と考えるが、5.9協定では「祝日のある土曜日は労働日」としているが、それを上回る協定化を確立して行きたい。

3. これを受け業側は、継続協の課題については労側の意見を聞かせて貰ったが、どのように取り組んで行くのかは本日中には回答が出来ないが、中央団交の取り組み課題でもあることから、港荷労使が先行していくには厳しいことは否めないが、今後は春闘のなかで考えながら進めて行きたい。

4. 港荷労使安全専門委員会について（労側発言）

- (1) ハーネス義務化について、現在、各港・各企業ごとにハーネスを導入しているが、使い勝手が非常に悪く、危険を伴うことがあることから、港湾労働に特化したハーネスの改良をしていきたい。

現在、産別でも取り組んでいるが、どのような形状がいいのか労側による検討を図っている段階である。

港湾労働に特化したハーネスが完成した場合には企業ごとに取り組んで欲しいと要請した。

- (2) コロナ禍対策については、各港・各企業間で様々な取り組みを行っているが、港荷労使安全専門委員会として港湾労働者が検査・治療・それに伴う休業補償など安心に働けるよう取り組みを進めて行きたい。

また、2類から5類になるが、国は5類でもコロナ特有の5類との報道もされてい

ることから引き続き安心して働ける環境を港荷労使として取り組んでいきたいと要請した。なお、同様の考え方を関係行政にも訴えていくこととしている。

- (3) 熱中症対策については、本年に於ける夏季は非常に猛暑になる予想もされている。各港・各企業間では熱中症対策に取り組んでいることは理解しているが、FAN付き作業着は非常に効果的であり本年中に取り組めるよう早急に進めていきたいと要請した。
- (4) 放射線健康診断・労災企業補償については、産別で取り組んでいるが、放射線健康診断は検数・検定だけのことなく、車両・建機のあらゆる作業に関わった港湾労働者（専業・現業・検数・検定・関連）も港荷労使安全専門委員会で取り組みを図って行きたい。
- また、労災企業補償については、産別協定が確立した場合には対応できるようにして貰いたいと申し入れた。

5. これを受け、業側は、色々課題があると思うが、各社検討は進めている。統一する話と思うが、これからお互いに検討して行きたい。港荷経協として労側の意見を聴き改めて認識した。
- しかし、中央産別課題もあることから、ハーネスにしても法律で高さが決まっており、現在使用しているハーネスについては国が認めている物である。柔軟に現場でも対応を図って頂きたい。しかし、より良いハーネスが出来たら港荷経協としても良いと思っているが港湾防災協会とも絡んでくる話になるので、直ぐにとは行かないかも知れない。
6. 以上の経過から労側は、本日の開催は港荷労協としての発言であり、我々の思いを理解して貰うために発言した。
- 港荷労使専門委員会・安全専門委員会で取り組みを進める為には労側は中央港湾団交のなかでも提起していく用意はある。
- 今後は、23 春闘が開催されても、港荷労使専門委員会の開催は受けて行く考えであることを申し添えて、港荷労使専門委員会・安全専門委員会を終了した。

以上